

議番号	件名、提出理由及び主な内容等
議第 230 号	件名：熊本市老人憩の家条例の一部改正について
	＜改正理由＞ 松尾北老人憩の家を廃止するため、所要の改正を行うもの ＜改正内容＞ 松尾北老人憩の家の廃止 ＜施行日＞ 公布の日

○ 熊本市老人憩の家条例（昭和48年条例第39号）新旧対照表

改正後（案）			現行		
（名称及び位置）			（名称及び位置）		
第3条 老人憩の家（以下「憩の家」という。）の名称及び位置は、次のとおりとする。			第3条 老人憩の家（以下「憩の家」という。）の名称及び位置は、次のとおりとする。		
	名称	位置		名称	位置
1	熊本市城山半田老人憩の家	熊本市西区城山半田1丁目10番23号	1	熊本市城山半田老人憩の家	熊本市西区城山半田1丁目10番23号
2 ～56	【略】		2 ～56	【略】	
<u>【削る】</u>			<u>57</u>	<u>熊本市松尾北老人憩の家</u>	<u>熊本市西区松尾町平山1080番地3</u>
<u>57</u> <u>～126</u>	【略】		<u>58</u> <u>～127</u>	【略】	
<u>127</u>	熊本市出水南7町内老人憩の家	熊本市中央区出水6丁目43番26号	<u>128</u>	熊本市出水南7町内老人憩の家	熊本市中央区出水6丁目43番26号

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

議番号	件名、提出理由及び主な内容等
議第231号	件名：熊本市国民健康保険条例の一部改正について
	＜改正理由＞ 特例対象被保険者等の届出の際に用いることができる確認書類を追加するため、所要の改正を行うもの ＜改正内容＞ 特例対象被保険者等の届出の際に、必要に応じ提示を求める確認書類について、現行の「雇用保険受給資格者証」に加え、「雇用保険受給資格通知」を用いることも可能とする ＜施行日＞ 公布の日

熊本市国民健康保険条例（昭和50年条例第3号）新旧対照表

改正後（案）	現行
（特例対象被保険者等に係る届出） 第28条の2 特例対象被保険者等の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。 (1) 氏名及び住所 (2) 特例対象被保険者等の氏名 (3) 離職年月日 (4) 離職理由 (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項 2 前項の規定による届出に当たり、特例対象被保険者等の属する世帯の世帯主は、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資格者証<u>又は同令第19条第3項に規定する雇用保険受給資格通知</u>の提示を求められた場合においては、これを提示しなければならない。	（特例対象被保険者等に係る届出） 第28条の2 特例対象被保険者等の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。 (1) 氏名及び住所 (2) 特例対象被保険者等の氏名 (3) 離職年月日 (4) 離職理由 (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項 2 前項の規定による届出に当たり、特例対象被保険者等の属する世帯の世帯主は、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資格者証_____の提示を求められた場合においては、これを提示しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。